

2015年9月定例会(10月1日) 松谷清議員 総括質問に関する質疑全文

○24番(松谷 清君) それでは、通告に従いまして2点の質問をさせていただきます。

まず、市長の政治姿勢について、1回目の質問をさせていただきます。

立憲主義について伺いますが、安保法制、憲法違反のいわゆる戦争法、院外、全国各地での反対世論に包囲される中、9月19日未明に参議院において148対90で強行採決されました。今後は、来年3月までの法律の政令・省令、自衛隊の部隊行動基準の作成、5月、南スーダンPKO派遣、一方で、全国的な違憲訴訟や、来年の参議院選挙での与野党逆転に向けた新たな国民運動が始まります。

論点は、集団的自衛権の閣議決定、及びそれに基づく安保法制が、立憲主義に反するか否かという点にあります。田辺市長は、大学で憲法の教鞭もとってこられたわけでありまして、なおかつ、静岡市は家康公顕彰四百年、朝鮮通信使において平和外交をたたえております。

そこで、3点お伺いいたします。

まず、憲法の専門家として、立憲主義についての基本認識を伺います。

2点目に、安保法制は可決されましたが、憲法違反と指摘されていることについて、どのような認識をされているか、伺います。

3点目に、改めて、安倍首相の戦後70年の談話について、どのように評価しているのか、伺いたいと思います。

次は、県都構想についてであります。

県知事との直接対話において、市長は対決姿勢を鮮明にされました。私は、川勝知事を選挙戦で応援した経過もあり、全てを否定する立場ではありませんが、分権に逆行する県都構想には反対であります。

一方、政治から引退宣言したはずの橋下大阪市長は、市長・府知事ダブル選挙で、再び大阪都構想実現を掲げ、選挙結果いかんによりますけれども、今後も都構想は自治体の争点として継続し、また、川勝知事は、大阪を引き継ぐとも発言されております。

そこで2点お伺いいたします。

資料にあります一昨日、28日の県議会での知事答弁で再びクローズアップされたわけですが、市長は県都構想の工程表について、また、市民説明会開催について、どのように受けとめているのか、お伺いしたいと思います。

次に、静岡市長選挙、静岡市議会議員選挙がなくなって、静岡市が県知事と県議会議員に委ねられる、この都構想について、実質論での対抗でなくて、制度論に踏み込み反論する必要があるんじゃないかと思うわけですが、どのように考えるか、お伺いしたいと思います。

次に、大項目2の麻機遊水地地区のランドデザインと、災害対策について、お伺いいたします。

まず、ランドデザインと住民主体についてでありますけれども、麻機遊水地関連事業は、第3次総合計画の6つの重点プロジェクトのうちの1つ、共生都市に位置づけられ、2015年から2018年、前期実施計画に5億8,000万円の事業が計画されております。遊水地のランドデザインは、グラウンドワーク三島に800万円で随意契約として委託され、ことしの3月、ラムサール条約の登録申請、これは国際的に重要な湿地にかかわる登録ということで、日本では尾瀬とか名古屋の藤前干潟とかが有名でありますけれども、その登録申請、及びバイオマスプラントビジネスプラン、これは遊水地のアシの活用とかの中身になる調査に関する報告書が提出されました。今年度も590万円の随意契約が結ばれ、仮称グラウンドワーク麻機の設立準備は進行しています。

2ページ目の資料でございますけれども、当局は、この報告書の中のラムサール、バイオマスを含んだ、ランドデザインをどのように進めていくのか、この策定スケジュールはどうなっているのか伺います。

1回目の質問を終わります。

○市長(田辺信宏君) 私からは、大項目、市長の政治姿勢について、立憲主義と戦後70年、立憲主義について、どのような基本認識を持っているのかについてお答えいたします。

立憲主義とは、いわゆるrule of the law、法による支配と類似した考え方です。権力者が恣意、自分勝手な考え方によってではなく、法に従って権力が行使されるべきだという政治原則であります。言い換えれば、政治権力を憲法によって制限しようという政治原則だと私は認識しております。

また、立憲主義のよりどころとなる憲法については、どんな憲法でもよいということでは決してありません。個人の尊厳を基本的な価値として、人権保障と権力分立の原理に支えられたものでなければなりません。生命や財産の自由を国民に保障し、国家権力を制限しつつ、かつ、最高法規としての性格を有することが求められるものと理解しております。

私としましては、市政においても、立憲主義の理念を常に念頭に置き、市政運営を図ってまいりたいと考えております。

以下は、局長から答弁させます。

○総務局長(三宅 衛君) 安保法制が違憲との指摘をされていることにつきまして、どのように認識しているかについてです。

防衛や安全保障の分野については、国の専権事項であり、さきの国会で安全保障関連法案が審議され、既に可決されたところでもあります。本市においては、今後、関係政令・省令が整備されていく中で、必要があれば適切な対応をしてまいります。

次に、安倍首相の戦後 70 年談話について、どのように受けとめたかについてですが、戦後 70 年談話は、有識者懇談会において幅広い議論がなされ、閣議決定を経て、政府の公式見解として発表されました。この談話に込められた平和の思いは、本市において平成 17 年 12 月に議決されました、静岡市平和都市宣言での平和への思いと共通です。

本市としましては、我が国が二度と戦争への道を歩んではならないと認識するとともに、宣言に掲げられた恒久平和という大きな理念のもと、今後も、教育や文化、スポーツ、国際交流など、行政が行うさまざまな場面に平和の理念をもって事業を進めてまいります。

○企画局長(山本高匡君) 県都構想の2点の御質問にお答えいたします。

県都構想に関する工程表及び市民説明会について、どのように受けとめているかについてです。私どもでイメージしておりました工程表とは、構想の実現に向けて、当事者である本市や市議会、さらには市民の皆さんの理解をどのようにして得ていくのか、また、法案の成立に必要な同意を獲得するため、国や国会等に対して、どのような政治的プロセスで働きかけていくのかといったものでありましたが、さきに知事にお示しいただいた工程表は、そのようなものではございませんでした。

また、市民説明会につきましては、先日の県議会や新聞報道にございましたように、市内で 10 月に3回開催する広聴会に合わせて説明会も行うということですが、本市との調整のもと、慎重な御対応をお願いしたいとの本市の意向を酌み取りいただきたかったと思っております。

続きまして、県都構想に対し、制度論に踏み込んで反論すべきだと考えるがどうかについてですが、本市といたしましても、これからの大都市制度のあり方については、今後、幅広く議論をしていかなければならないものと認識しております。

しかし、現在は、本市と県の双方にとって喫緊の課題である地方創生、人口減少対策等の実質論について、連携・協力して取り組んでいくことが最優先であると考えております。

○都市局長(塚本 孝君) 麻機遊水地地区グランドデザインのスケジュールは怎么样了のかについてでございます。グランドデザインは、自然環境や地域資源を活用した、麻機遊水地地区の将来像を描くもので、治水機能の確保を第一とし、自立発展型の地域の活性化を推進するため、自然、交流、共生などをテーマに、地域やNPOの皆さんの意見を聞きながら、県と連携して策定を進めているところです。

平成 26 年度は、グランドデザイン策定に必要な、工区別計画、地域ビジネスの可能性、ラムサール条約の登録などに関する基礎調査を実施し、麻機遊水地地区全体のイメージ図素案を作成しました。

今後の策定スケジュールですが、本年度は、基礎調査などをもとにグランドデザインの素案を作成し、パブリックコメントにより市民の皆さんの御意見を踏まえた上でグランドデザイン案を取りまとめ、早期の公表を目指してまいります。

〔24 番松谷 清君登壇〕

○24 番(松谷 清君) 御答弁いただきました。

立憲主義については、正しく回答していただいたわけではありますが、お聞きしたいのは、その立憲主義に基づいて安保法制はどうか。その点は国の専管事項、答えてもらっていないわけですね。非常に残念であります。政治にかかわる者、学者であると同時に政治にかかわる者は政治家ですから、政治判断として答えないという判断をされているようでありますけれども、大変残念だということ。そして、この廃案に向けて今後、1年、2年、3年、まだ国民の世論として大きな問題となつてまいりますので、私は、きちんとした姿勢を示していただきたいということを希望しておきたいと思ひます。

県都構想につきましては、これは知事のやり方は乱暴だということは、当然市も認識しているわけではありますが、市議会では、今後、対応についてまとまていくわけではありますが、私はやはり市長みずから正しく特別市、政令市の今後のあり方について、制度論として市民にわかるように資料をつくつて、独自の説明会を開く、それぐらいして、県都構想についてはやはり違う姿勢を示していただきたいということを述べておきたいと思ひます。

こうした中で市長が、毅然とした態度をとつてもらっているのが、南アルプスとリニアの問題であります。JR東海は、既に山梨県側で大成建設JVと契約して工事を始めようとしているさなかで、静岡市長、政令市の市長のリーダーシップはますます重要になるということでもあります。昨日の井上恒彌議員への答弁で、南アルプスエコパーク管理計画に基づき、JR東海に発生土の扇沢への処理を断念させ、燕沢を初め、残りの発生土管理計画を約束させ、懸念の払拭を果たしたと言われましたけれども、私はまだ果たしつつある段階だと思ひますが、水環境についても同様に、懸念の払拭に努めたい、こういう答弁をしていただいたわけでもあります。

そこで、2点お伺いしたいわけではありますが、市民グループから昨年の10月、現地調査をやられたわけで、それを引き継ぐなど水環境にかかわる県内の関係する自治体の首長・議会議長等のフォーラム再開の要望が出されておりますけれども、これに対してはどう対処されるのか、伺っておきたいと思ひます。盟友である牧之原市の西原市長は特に強く望んでもおるわけでもあります。

次に、2つ目は、特種東海製紙が燕沢に1万7,000トンの自社のスラッジからつくつた乾燥堆肥を運び込む、これが静岡新聞で報道されたわけでもあります。住民通報によって、静岡県生活環境部が7月24日に立ち入り調査を行つて、この運び込みがリニアの残土処理にかかわるものであるということを確認しているわけでもあります。エコパーク管理計画にかかわる懸念の払拭のためには、絶えず監視が必要であります。工事の先取りともいえる乾燥堆肥運び込みをどのように考えているのか、伺っておきたいと思ひます。

次に、麻機遊水地の問題についてお伺いたします。

ラムサール条約の登録というのは、国際的な観点から麻機遊水地を評価しようとする、ある意味非常に大胆な構想であると私は受けとめております。国際的価値という意味では、第1、第4工区の芝揚げ漁は、既にユネスコ・プロジェクト未来遺産に申請されております。答弁では、グラウンドワーク三島により示されたラムサール条約への登録など、グラウンドワークとランドデザインは違うのですけれども、議案を策定し、パブコメを踏まえ、早期の公表を目指すとのことでもあります。

現在、国内では50カ所がラムサール条約に登録されております。環境省は、2010年にラムサール登録可能性リスト500のうちから172を選択、絞り込みました。残念ながら麻機遊水地はそこに含まれておりません。

登録条件は3つあります。1つは、国際基準の9項目のいずれかに合致する、これは、希少なタイプ、絶滅のおそれのある種を支えている、あるいは水鳥、そうしたものが存在しているという沼地・湿地になるわけです。2つ目が、国の自然公園法や鳥獣保護区域の指定、現在、県の鳥獣保護区域指定を受けているだけではありません。3つ目は、地元住民の登録への賛同であります。

ところで、静岡県の土木事務所は、既に2014年の2月、県知事答弁により、ドイツの障害を抱えた人たちとの共生都市ベートル市を目指す、ベートル構想を掲げ、第3工区において養護学校やこども病院、企業、周辺自治会を巻き込み、自然再生協議会、ベートル麻機部会として具体的な活動を展開しております。そして、実は県知事答弁前に、2013年12月17日には、静岡てんかん・神経医療センター院長、県立こども病院長から新東名が完成したことを踏まえ、第3工区を先駆けとしてベートル構想、当時は福祉バレー構想として静岡市長に提言されているわけでもあります。

こうした経緯の中で、県主導のベートル構想、そして今回、委託調査によって市主導となるラムサール条約は、どういう形で調整されているのだろうかが大変心配になるわけでもあります。

そこで、2点お伺いいたします。

ラムサール条約の登録に当たっては、県の鳥獣保護指定の国への格上げ、自然再生協議会のベートル

麻機部会への継続した活動支援など、県との協議が必要な事項が多々あります。市が策定するランドデザインについて、今後、県とどのような連携を図っていくのか、伺います。

2つ目に、昨年2月のシンポジウムでは、グラウンドワーク手法、これは市長が積極的に発言されておりますので、記憶にあるかと思えますけれども、グラウンドワーク手法の核、住民主体の形成と行政との連携問題が主な議論でした。9月9日に自然再生協議会整備管理部会で、ラムサール条約を含む6つの構想図、お手元資料の3ページ目ですけれども、第1工区での公園愛護会など地域団体を指定管理者とする提案がなされました。ラムサール条約であれ、ベータル構想であれ、全体のランドデザインという意味で、第1工区だけでなく、第2、第3、第4工区の住民主体の管理体制の形成は大きな課題ですが、今後どのようにこの住民主体を形成されていこうとしているのか、お伺いしたいと思います。

次に、災害対策についてであります。

遊水地のランドデザインを議論しながらも、遊水地は当然のことながら治水事業であります。私の地元、城北学区は、遊水地の第4工区と第2工区に接しており、今年の台風18号で、大谷川放水路により遠のいていた水害が、時間80ミリという大雨で唐瀬、唐瀬通り、岳美、城北町内会、4つの町内会で冠水被害を受けております。ことしの台風18号による鬼怒川氾濫は、巴川流域総合治水事業にさらなるインパクトを与えているわけでありまして。

静岡県は、巴川河床掘削案も示しましたが、堤防、橋梁の構造への影響や財政問題など、再検討となり、第2工区の2-1の5年以内の完成を急ぐとのことであります。城北地区では、水害への不安から9月12日、県土木事務所、市の危機管理総室など、関係課による住民説明会が開催されております。

こうした中で、避難準備体制が今回の18号でとられたわけでありまして、幸い進路は西にそれました。今年の台風18号、19号への対応の課題を踏まえ、市民への避難情報や避難体制をどう見直されたのか、伺いたいと思います。

○環境局長(小林正和君) 南アルプスとリニアに関する2点の御質問にお答えします。

まず、首長フォーラムについてでございますが、本市は、これまで大井川の流量減少の問題に危機感を抱いている大井川下流域の8市2町と連携し、首長や議長による現地調査や、環境大臣に対する要望活動を実施してまいりました。

本年度におきましては、本市が平成26年度に実施した南アルプス環境調査の結果などについて関係市町に情報提供を行うなど、情報共有、意見交換に努めております。今後も、各関係市町と連携して、課題の解決に取り組んでまいります。

次に、特種東海製紙株式会社の乾燥堆肥の運搬についてでございますが、事業者は、製紙スラッジを原料として肥料を製造しております。この肥料は、肥料取締法に基づいて、農林水産大臣により登録証を交付されたものです。これらを事業者が、みずから所有する社有林に運搬し、山菜の栽培や緑化事業に活用していく方針であると伺っております。

○都市局長(塚本 孝君) グランドデザインに関する2点の御質問にお答えいたします。

初めに、策定するランドデザインについて、今後、県と市はどのような連携を図っていくのかについてでございます。麻機遊水地では、貴重な自然環境を保全・再生するため、平成16年に自然再生推進法に基づき、巴川流域麻機遊水地自然再生協議会を設立し、県と市が事務局として、この協議会が行う会議やイベントなど、さまざまな活動に取り組んでまいりました。

現在、県と連携し、ランドデザインの素案の作成や、自然再生と利活用を図るための、新たな協議会への組織の再編を進めているところでございます。ランドデザイン策定後も、新たな協議会が行う、ベータル麻機部会など、各部会の活動や、ラムサール条約への登録の検討など、協議会運営の支援や整備の推進について、引き続き県市が連携し、取り組んでいきたいと考えております。

次に、住民主体の管理体制を、今後、どのように形成していくのかについてでございます。麻機遊水地の第1、第3、第4工区では、市民の皆さんや企業、行政が連携し、毎年5月にクリーン作戦を行っており、第1工区では、さらに、地元有志による愛護会が発足し、定期的に草刈りなどの管理を実施しております。

第1工区については、平成27年度に管理体制の検討に着手し、9月9日には、市民の皆さんや自然体験の活動をしている団体などに参加していただき、意見交換会を開催いたしました。意見交換会では、施設の

運営については女性や若者の参画が必要であることや、管理については刈り取ったアシを活用していくべきではないかなどの御意見をいただいております。

第1工区の管理体制については、第2、第3、第4工区の参考となるよう、引き続き意見交換会を開催し、市民参画のあり方や産・学・官・民の役割などについて検討を進めてまいります。

○危機管理統括監(中野達也君) 昨年の台風18号、19号への対応の課題を踏まえまして、市民への避難情報や避難体制をどう見直したのかという御質問にお答えいたします。

見直しをしたことは主に3つございます。

1つ目は、台風などにより、本市に被害が及ぶことが予想される場合に、市全体で広く情報を共有し、的確に対応するため、関係部局の局長、3区の副区長で構成する、危機警戒本部を新たに設置したことであります。危機警戒本部では、市民の皆さんの早目の避難と受け入れ体制の整備を目的に、気象台が発表する情報などをもとに、職員の配備や避難準備情報の発表時期と、対象地区などを内容とする防災行動計画、いわゆるタイムラインを決定しております。

2つ目は、災害から身を守っていただくために、一時的に避難する場所としての、指定緊急避難場所を新たに定め、これを市民の皆さんにあらかじめ周知するため、チラシを作成し、全戸配布してきたところであります。

3つ目は、避難情報の伝達についてであります。これまでの同報無線、防災メール、ホームページ等に加え、報道機関との連携、さらには本年度特に力を入れております、夜間や大雨の際、情報伝達に大変有効な緊急情報防災ラジオの普及であります。災害時は、これらの手段を活用しまして、避難情報を確実に伝達してまいります。

〔24 番松谷 清君登壇〕

○24番(松谷 清君) 御答弁いただきましたけれども、リニアの問題、日常的に連携しているということなのですけれども、やはり具体的な工事が始まろうとしているわけですから、きちんと首長とフォーラム、円卓会議を開いて、どう対応すべきかということ、やはり形として私は示すべきだというふうに思います。

特に360万立米の燕沢への集中といいますか、360万立米というのは、1,000メートルの90メートルの40メートルの高さの土砂なんですよ。それを燕沢に一極集中したら一体どうなるかという、その意味で、管理計画がつくれるから懸念が払しょくされたなんてとんでもない話で、それは工事を前提にして、ただJRは示しただけですから。その意味での有識者会議の役割は非常に重要ですし、なおかつ水環境の導水路トンネル、この問題については、環境大臣の指摘する新しい自然改変だということで、影響評価の手続きは必要じゃないけれども、それに準ずるということでこの有識者会議がつくれたわけですから、その意味で、私は、やはり市長のリーダーシップがこのリニアにおいては非常に大きな役割を果たすと思いますので、その点を改めて強く要望しておきたいと思っております。

続きまして、遊水地の問題ですけれども、答弁で第1工区の管理体制について、第2、第3、第4の工区の参考となるよう検討を進めていくとあります。つまり、第1工区優先論なんですね。第2工区では、既に県主導でリバーフレンド事業を通じてベーター事業が城北地区住民の参加で始まろうとしております。第3工区は、既に始まっているわけでありまして。その意味で、1工区先行じゃなくて、同時に進めていく必要があると私は思います。

一方、先ほどの答弁では、現在、県と連携して新たな協議会の組織の再編と答弁がありましたけれども、これが浜松市の佐鳴湖の自然再生と利活用のために設置しているミズベリング・プロジェクトチームに近いようなものであるのか、ちょっとまだ定かではないのですけれども、この麻機地区新協議会はどのような経緯で設立することになったのか。委託調査においては、その点は全く触れられていなかったのですね。

そして、2点目ですけれども、第1工区のように、第2、第3、第4工区において住民主体の管理体制をやはり私はきちんと考える必要がある。例えば第4工区は、通称池の森や野球場、地元3町内の夏祭り、地域に親しまれています。一方、2年間も修理されない木製階段があるという実情なんですね。昨年の委託調査では、第4工区の管理棟や公園管理費の議論もされておまして、こうした経緯を踏まえれば、県有地が占める第4工区での適正管理を図るために……

○副議長(遠藤裕孝君) あと1分で終了してください。

○24番(松谷 清君)(続) 公園としての都市計画決定をする考えはないのか、伺っておきたいと思います。

時間がありませんので、6月議会でこの民間気象会社情報を共有するための措置がとられたわけでありませうけれども、これは住民の安全だけじゃなくて、統計的にこの情報を集めることによって新たな災害の予測や統計情報としての活用が出てくるわけでありまして、この活用についてはどんなふうを考えているのかお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○都市局長(塚本 孝君) グランドデザインに関する2点の御質問についてお答えいたします。

初めに、新たな協議会はどのような経緯で設立することとなったかについてでございます。麻機遊水地では、平成16年に巴川流域麻機遊水地自然再生協議会を、学識経験者や行政機関を初め、NPOや周辺の自治会、市民などの構成で設立し、自然環境を保全・再生するための活動に取り組んでまいりました。

近年、自然再生協議会では、イベントの開催や福祉農園などの利活用の機会が広がるのに伴い、レクリエーション・イベント企画部会や、ベテラン麻機部会を新たに発足するなど、平成16年当時と比べ組織も拡大しております。このため、麻機遊水地の自然環境の保全・再生を検討する法定協議会と、麻機遊水地のさまざまな利活用について協議していく場が必要となったことから、県と連携し、組織の再編に向けた取り組みを進めることといたしました。

次に、第4工区の適正管理を図るため、公園として都市計画決定する考えはないかについてでございますが、第4工区は、遊水地として、5年に1度の豪雨、時間雨量58ミリに対応するよう、県により整備されております。この遊水地は、ふだんは散策路や多目的広場として市民の皆さんに利用されておりますが、9月9日の台風18号の雨では、小山となっている通称池の森の山頂部を残し、周辺の広場や通路が冠水するなど、第4工区全体が利用できない状況となりました。

このように、天候によって利用が制限されることや、十分な安全性が確保できないことなどから、現状では、都市公園として位置づける予定はしておりません。現在、第4工区の管理につきましては、良好な管理ができるよう、県と管理協定の協議を進めているところでございます。

○危機管理統括監(中野達也君) 民間気象会社の情報をどのように活用していくかについてお答えいたします。

避難の勧告に当たりましては、発令の時期、対象地区を適切・的確に判断することが重要であり、そのため本年6月より民間気象会社から情報の提供を受けております。情報は、主に巴川流域における雨量と浸水危険度の予測であります。実際に先月の台風18号では、幸い避難勧告の発令には至りませんでした。この情報を活用して避難準備情報の発表と解除の時期の判断をいたしました。

市民の皆さんの安心・安全の確保に向けて、今後もこの情報を活用して、的確な避難勧告などの判断を行い、また迅速な避難情報の伝達に努めてまいります。